

当院は、「コンタクトレンズ検査料1」の施設基準に適合している旨、東海北陸厚生局長に届出を行っています。

※コンタクトレンズ診療に係る点数は下記の通りです。過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合には、外来診療料が算定されます。

初 診 料	291点
再診料（外来診療料）	76点
コンタクトレンズ検査料 1	200点

※厚生労働省が定める疾病の治療によっては、上記のコンタクトレンズ検査料でなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。

※上記につき、ご不明点な点はお相談ください。

診療医師名：喜多 遼太	眼科診療経験：6年
診療医師名：坂本 浩一	眼科診療経験：3年
診療医師名：藤本 優	眼科診療経験：2年
診療医師名：小林 桂	眼科診療経験：1年

（令和7年4月1日現在）

施設基準